

神奈川県発注の公共工事において、

## 法定福利費を記載した

# 請負代金内訳書を提出してください

建設業における法定福利費の確保を推進するため、神奈川県公共工事標準請負契約約款を改正し、次の取組を行います。

- 受注者 神奈川県公共工事標準請負契約約款の規定に基づき、法定福利費<sup>※1</sup>を記載した「請負代金内訳書」を提出してください。

※1 法定福利費…健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る社会保険料（事業主負担分）

- 発注者 予定価格に含まれる「法定福利費概算額<sup>※2</sup>」を明示して公表します。

※2 法定福利費概算額…予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。予定価格に工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は、労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定されます。

提出方法については、神奈川県ホームページ(別紙Q&A)や入札説明書をご確認ください。

## 《《《 注 意 》》》

- ▼ 法定福利費の算出に当たっては、国土交通省のマニュアルに準拠する等、適切な方法で行ってください。

- ・ 下請契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請業者分の法定福利費を含めてください。

- ▼ 詳細については、次のURLで確認してください。

(国土交通省ホームページ)

建設業における社会保険加入対策について

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)

- 4 法定福利費を内訳明示した見積書（上記URLの中段あたり）

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順が掲載されています。

- (2) 各団体が作成した標準見積書

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html)